労働関係調整法(昭和21年法律第25号)における公益事業に関する労働基本権の取扱いについて

- 1 労調法における公益事業
 - ◎次に掲げる事業であって、公衆の日常生活に欠くことのできないもの(労調法第8条)
 - ①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、③水道、電気又はガスの供給の事業、
 - 4 医療又は公衆衛生の事業
- 2 公益事業に関する労働基本権の制約
 - ①緊急調整(労調法第35条の2~35条の5)
 - ・争議行為による業務停止により、国民経済の運行が著しく阻害、又は国民の日常生活を著しく危く するおそれがあると認められる場合、内閣総理大臣は、緊急調整の決定をすることができる。
 - ⇒中央労働委員会は、斡旋、調停、仲裁等を行う。※昭和27年に石炭争議について発動された例がある。
 - ②争議行為の制限(労調法第36~40条)
 - ・争議行為による工場事業場における安全保持施設の正常な維持又は運行の停廃、妨害行為の禁止。
 - ・争議行為10日前までの、厚生労働大臣又は都道府県知事への通知義務。 🗦 罰金刑あり
 - ・緊急調整の決定の公表の日から50日間の、争議行為の禁止。 ※これまで適用された例はない。

(参考)スト規制法(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律)について

◎電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和28年8月7日法律第171号)

【法律の趣旨】(昭和28年8月12日 労働省発労第27号 労働次官通知から)

昨冬(注:昭和27年冬)行われた電産炭労両争議が国民経済及び国民の日常生活に与えた甚大な損害と脅威との苦い経験に鑑み且つは、電気、石炭両産業の特殊性及び重要性並びに労使関係の現状に照らし、争議権と公益との調和を図り以って公共の福祉を擁護するために、電気、石炭両産業における争議行為の方法のうち社会通念上正当でないものの範囲を明確にしたものである。

○禁止される争議行為

- 電気事業…電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為。
- 石炭鉱業…鉱山保安法に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるもの。
 - ※罰則規定なし

〇附則において、政府は、法律施行の日から3年後に法律の存続について、国会の議決を求めなければならないとされた。

→ 昭和31年12月8日に法律を存続する旨の国会の議決(同年12月13日官報掲載)

(参考) 参議院 経済産業委員会(平成13年03月27日)

増田厚生労働副大臣 「電気事業においては、停電ストが行われると、先生御案内のように国民経済、国民 生活に甚大な影響を及ぼすことでございます。一般の需要に応じ電気を供給する事業等については、スト規 制法の必要性は引き続きあるものという理解で現在おります。」